

第1章 制度の概要

■ NPO法人の条例個別指定制度の概要

社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して、新しい公共の担い手としてのNPO法人の役割が重要となってきています。

国においては、市民や企業からのNPO法人への寄附を促し、NPO法人の活動を支援するための税制上の仕組みとして、平成13年に認定NPO法人制度が創設され、要件の緩和など数次にわたる制度改正を経て、平成24年度からは認定事務を都道府県及び政令市に移管するとともに、自治体の条例で個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を指定する条例個別指定制度が創設されました。

札幌市では、地域に根ざして活動するNPO法人への市民の寄附を促し、その活動を一層支援していくため、この制度を導入することとし、学識経験者やNPO関係者で構成する「NPO法人の寄附促進等の仕組みづくりに関する検討委員会」による検討、パブリックコメント等による市民の方々の意見等を踏まえ、「札幌市控除対象特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例」を平成25年12月12日に公布し、平成26年1月1日に施行しました。

■ 指定NPO法人とは

札幌市の条例において「住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人（指定NPO法人）」として指定されると、その法人に寄附をした市民の方は、個人住民税の税額控除を受けられます。また、指定NPO法人は、認定NPO法人になるための要件の一つである公益要件（パブリックサポート）が免除されます。

指定NPO法人になるためには、一定の要件の審査を受けた後、札幌市の条例で個別に「指定」される必要があります。

■ 指定を受けるメリット

1 個人の寄附者のメリット

指定NPO法人への寄附金が個人住民税の控除の対象となります。

※ 札幌市の指定NPO法人に寄附すると、申告により、寄附金のうち2,000円を超える部分の6%が市民税から（道が指定している場合はさらに4%が道民税から）控除されます。

2 指定NPO法人のメリット

認定NPO法人のパブリックサポートテスト基準（以下「PST基準」という。）がクリアされます。

【PST基準】

NPO法人が、広く一般から支持され、公益性を有すると判断されるための要件です。

① 相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上

② 絶対値基準：3,000円以上の寄附者が年平均100人以上

③ 地方自治体が条例で個別に指定